

自宅（南相馬市原町区）が特定避難勧奨地点に設定され避難した申立人らについて、平成28年5月の帰還に要した引越費用及び自宅の修繕費用等が賠償された事例。

1485

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（各損害項目の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び第1項記載の期間に対する和解金として金116万8421円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月26日

（仲介委員 廣瀬正司）

損害項目		期 間	和解金額
1. 引っ越し費用	帰還のための家財道具移動費用	H28.5.15	139,860
2 ・ そ の 他 費 用 (原 状 回 復 等)	(1) 庭手入れ・ごみ処理費用	H27.12.27	77,000
	(2) 外壁塗装修繕工事費用	H26.12.3	100,000
	(3) 水回りハウスクリーニング費用	H28.3.26	51,840
	(4) フロアマット・バスマットの交換費用	H28.1.9、H28.1.17	10,493
	(5) カーテン・レール交換工事費用	H28.2.20、H28.1.17	88,360
	(6) シューズボックス費用	H28.4.16	27,000
	(7) ふとん・まくら交換費用	H28.4.16、H28.4.3	133,574
	(8) 網戸交換費用	H27.11.21	60,000
	(9) 居間・台所室内建具工事費用	H27.12.16、H28.1.20	97,500
	(10) 台所、流し台照明器交換費用	H28.5.18	11,598
	(11) 給湯ボイラー、オイルタンク交換費用	H27.12.26	208,116
	(12) 台所換気扇交換費用	H27.12.26	49,680
	(13) 浄水器交換費用	H28.4.12	113,400
			1,168,421